

令和7年4月1日から

ごみ・資源物の「収集日程」「収集場所」「分け方・出し方」が変わります。



変更点1

「収集日程」が変わります

- 1 「びん」、「かん」、「ペットボトル」の収集が月2回になります。

これまで、月1回だった収集の回数を、月2回に変更します。


- 2 「可燃粗大ごみ」の収集日が廃止になります。

「剪定枝」の収集日を新設します。その他のごみは「可燃ごみ」に区分されます。（ごみ指定袋に入らない大きさのものは「大型ごみ」）
- 3 「古紙・衣類布類」の収集日が、区分によって分割されます。

「古紙」、「段ボール（※新設）」、「衣類布類」の収集日に分割されます。


- 4 「資源物」の収集日が、区分によって分割されます。

「びん」、「かん」、「ペットボトル」、「廃食用油」、「金属類」、「蛍光灯・水銀式体温（血圧）計」、「スプレーかん（※新設）」の収集日に分割されます。

●令和7年4月1日からの収集の回数等

区分		収集の回数等
ごみ	可燃ごみ	週2回
	可燃粗大ごみ	区分が廃止になります。（※剪定枝以外のごみは、「可燃ごみ」。ごみ指定袋に入らない大きさのものは「大型ごみ」）
	剪定枝	月1回 新設
	不燃ごみ	月2回
	大型ごみ・特別大型ごみ	個別に収集事業者へ予約（※有料）
資源物	プラスチック製容器包装	週1回
	古紙	月2回
	段ボール	月2回 新設
	衣類布類	月2回
	びん	月2回 変更
	かん	月2回 変更
	ペットボトル	月2回 変更
	廃食用油	月1回
	金属類	月1回
	蛍光灯・水銀式体温（血圧）計	月1回
	スプレーかん	月1回 新設

※具体的な収集日程については、各区域の収集日程表をご覧ください。

変更点2

「収集場所」が変わります

●資源物の収集場所が、「ごみ集積所」に変更となります。

「資源物置場」を廃止し、「ごみ集積所」で「資源物」を収集します。（※これまで「資源物置場」と「ごみ集積所」が同じ場所であった場合には、変更ありません）

新しく「ごみ集積所」に出すものは、

- びん ●かん
- ペットボトル
- 廃食用油
- 金属類
- 蛍光灯・水銀式体温（血圧）計
- スプレーかん（※新設）

「資源物置場」の廃止に伴い、自治会にお願いをしておりました「衛生指導員制度」は廃止します。それぞれの「ごみ集積所」の管理については、引き続き、ご使用される皆様をお願いいたします。

●令和7年4月1日から「ごみ集積所」に、出せるようになる資源物



「資源物置場」の廃止に伴い、コンテナやネット袋の配布についても廃止します。

令和7年4月1日からは、各自で透明な袋を使用し「ごみ集積所」にお出してください。（※指定の袋はありません）



お問い合わせ先

寒川町 環境経済部 環境課 資源廃棄物担当

TEL：0467-74-1111 FAX：0467-74-1385

E-mail：kankyou@town.samukawa.kanagawa.jp

変更点③

「分け方・出し方」が変わります

《可燃ごみ》

現行 「ごみ指定袋(可燃ごみ用)」を使用して、袋の口を縛ってお出してください。

令和7年4月1日から

新しい「ごみ指定袋(可燃・不燃兼用)」を使用して、袋の口を縛ってお出してください。

●新しく「ごみ指定袋(可燃・不燃兼用)」を導入します。

令和7年4月1日から、ごみ指定袋の「可燃ごみ用」が「可燃・不燃兼用」に変更となります。
(※「プラスチック製容器包装指定袋」には変更はありません)

- バイオマス含有により、環境に配慮した袋となります。
- 可燃ごみと不燃ごみは、一緒に入れて同時にだせません。
- 新しく特大サイズが追加され、全部で4サイズになります。
- 枯れ草や落ち葉を出す際は、ごみ指定袋以外の透明な袋でも利用を可能とします。
- 旧ごみ指定袋(可燃ごみ用)の使用期限は、令和7年5月末日までとなります。

特大サイズ：60ℓ相当	5枚入り	300円(税抜)
大サイズ：35ℓ相当	20枚入り	700円(税抜)
中サイズ：20ℓ相当	25枚入り	500円(税抜)
小サイズ：10ℓ相当	30枚入り	300円(税抜)



《可燃粗大ごみ 区分廃止》

●区分が廃止されます。

令和7年4月1日から

今後は、「剪定枝」、「可燃ごみ」、「大型ごみ」としてお出してください。

《剪定枝 新設》 ※庭木などの生木を剪定、伐採したもので、加工していない枝木、幹などのことです。

令和7年4月1日から

- 長さ50cm以下、直径10cm以下までの枝木、幹が剪定枝としてごみ集積所に出せます。
(※それ以上の大きさのものは、「大型ごみ」か「町で収集処理できないもの」となります)
(※ごみ集積所に出せるサイズは現行から変更ありません)
- 木材(木の板や棒など)や草や葉は「可燃ごみ」となります。(※枝木についた葉は「剪定枝」で可)
- 剪定した枝木などは、泥や土を落として、小さくひもで束ねてお出してください。
- 袋に入れて出さないでください。



《不燃ごみ》 ※令和7年4月1からは、「ごみ指定袋(可燃・不燃兼用)」の使用が必要になります。

- 現行**
- 80cm×50cm×50cm以下、20kgまでのものがごみ集積所に出せます。
(※それ以上の大きさのものは、「大型ごみ」となります)
 - 袋を使用する場合は、「透明・半透明の袋」(※ごみ指定袋不可)を使用してください。

令和7年4月1日から

- ごみ指定袋(可燃・不燃兼用)に入るもので、20kgまでのものがごみ集積所に出せます。
(※それ以上の大きさのものは、「大型ごみ」となります)
- 新しい「ごみ指定袋(可燃・不燃兼用)」を使用して、袋の口を縛ってお出してください。
(※例外として「かさ」のみ、特大袋使用時、一部はみ出ても回収します)



《大型ごみ・特別大型ごみ》

- 現行**
- 町が委託する収集事業者へ、ごみを出す人が個別に予約を行って収集してもらいます。(※有料)

令和7年4月1日から

- 変更なし

《プラスチック製容器包装》

現行 ●「プラスチック製容器包装指定袋」を使用して、袋の口を縛ってお出してください。

令和7年4月1日から

- 変更なし
(※引き続き、現行の袋を使用してください)

《衣類布類》、《古紙》、《段ボール 新設》

現行 ●それぞれの区分ごとに定められた方法で処理した後、「ごみ集積所」にお出してください。

令和7年4月1日から

- 段ボールの収集日が別に分かります。
(※ボール紙等の厚紙は「古紙」になります)

《びん》、《かん》、《ペットボトル》、《廃食用油》

現行 ●それぞれの区分ごとに定められた方法で処理したあと、「資源物置場」に配布される「ネット袋やコンテナ」に入れてお出してください。

令和7年4月1日から

- それぞれの区分ごとに定められた方法で処理したあと、「ごみ集積所」に、「透明な袋」(※指定袋の利用可)に入れてお出してください。

《金属類》 ※出せるサイズが変更になります。

- 現行**
- 80cm×50cm×50cm以下、20kgまでのものが「資源物置場」に出せます。
(※それ以上の大きさのものは、「大型ごみ」となります)
 - 「資源物置場」に配布される「コンテナ」に入れてお出してください。

令和7年4月1日から

- 50cm×50cm×50cm以下で、20kgまでのものが「ごみ集積所」に出せます。
(※それ以上の大きさのものは、「大型ごみ」となります)
- 「ごみ集積所」に、「透明な袋」(※指定袋の利用可)に入れてお出してください。



《蛍光灯・水銀式体温(血圧)計》

現行 ●購入時の箱や新聞紙に包むなどしてから、「資源物置場」にお出してください。

令和7年4月1日から

- 購入時の箱や新聞紙に包むなどしてから、「ごみ集積所」にお出してください。

《スプレーかん 新設》

現行 ●中身を使い切ったあと、「資源物置場」に配布される「ネット袋」に入れてお出してください。
(※スプレーかんはキャップを外し、必ず穴をあけてお出してください)

令和7年4月1日から

- 中身を使い切ったあと、「ごみ集積所」に、「透明な袋」(※指定袋の利用可)に入れてお出してください。
(※スプレーかんはキャップをつけたまま、穴をあけずにお出してください)



より詳細な内容については、町ホームページ等をご覧ください。

「令和7年4月1日から、ごみ・資源物の収集方法が変わります」

https://www.town.samukawa.kanagawa.jp/soshiki/kankyokeizai/kankyo/shigenhaikibutsu/info/gomi/kaitei/r7_gomi_henkou/index.html

